

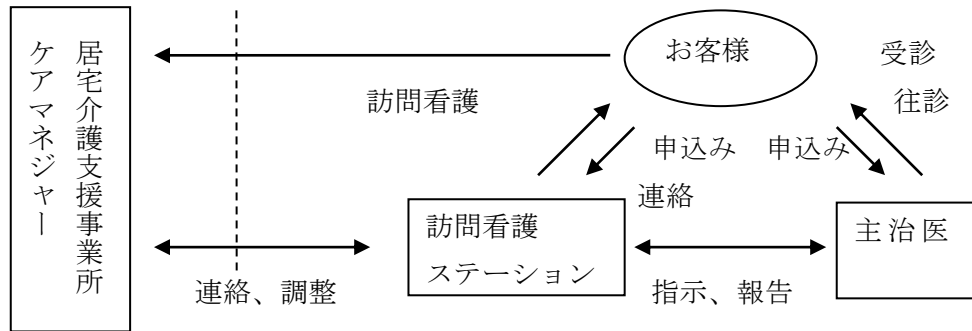
訪問看護(予防介護)サービスのご案内 (重要事項説明書)

なぎさ和楽苑訪問看護ステーション

令和7年4月1日施行

1 訪問看護のお申込からサービス開始まで

介護保険利用の場合 ケアプラン作成の依頼



訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護やリハビリを行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャーにご相談下さい。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状の観察、健康管理、相談
- ・ 創傷の処置
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 看護、介護方法のアドバイス
- ・ 医療機器の管理
- ・ ターミナルケア
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ リハビリテーション
- ・ 医療相談
- ・ 保健、福祉サービスなどの活用支援
- ・ 栄養水分管理、排泄管理、清潔ケア

3 営業日時のご案内

- 営業日 : 月曜日から土曜日まで
- 営業時間 : 午前9時から午後5時まで
- 休日 : 日, 年末年始 (12/30~1/3)

4 ご利用料金など

(1) 訪問看護(介護予防含む)サービスの料金

- ・ 介護保険による訪問看護 (支給限度基準額超は実費)

介護保険の被保険者で、要支援・要介護状態の認定を受け、主治医が訪問看護の必要を認めた

- ・ 医療保険 (後期高齢者保険、健康保険) による訪問看護

主治医が訪問看護の必要を認めた

- ① 介護保険の対象でない (非該当) 方
- ② 介護保険の利用対象者の内、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方 (末期癌・急性増悪期など)

介護保険（要介護）

		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合	
利 用 料 金	看護師	20分未満 30分未満 30分以上1時間未満 1時間半まで	358円 537円 938円 1,286円	716円 1,074円 1,876円 2,572円	1,074円 1,611円 2,814円 3,858円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分(1回あたり) 複数回40分(20分×2) 複数回60分(20分×3)×0.9	335円 670円 906円	670円 1,340円 1,812円	1,005円 2,010円 2,718円
	夜間 (PM18:00~PM22:00)・早朝 (AM6:00~8:00) 料金は1.25倍 深夜 (PM22:00~AM6:00)料金は1.5倍				
	初回加算(Ⅱ) 退院時共同指導加算 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)*1 特別管理加算(Ⅰ) " (Ⅱ) ターミナルケア加算 長時間訪問看護加算 複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満(複数の看護師) 30分以上(") 複数名訪問看護(Ⅱ) 30分未満(看護師と看護補助員) 30分以上(") サービス提供体制強化加算	342円 684円 655円/月 570円/月 285円/月 2,850円/月 342円/回 290円/回 459円/回 230円/回 362円/回 4円/回	684円 1,368円 1,309円/月 1,140円/月 570円/月 5,700円/月 684円/回 579円/回 917円/回 459円/回 723円/回 7円/回	1,026円 2,052円 1,963円/月 1,710円/月 855円/月 8,550円/月 1,026円/回 869円/回 1,375円/回 688円/回 1,084円/回 11円/回	
交通費：実費 ※営業地域は無料。(11.参照)					

介護保険（要支援）

		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合	
利 用 料 金	看護師	20分未満 30分未満 30分以上1時間未満 1時間半まで	345円 514円 905円 1,243円	690円 1,028円 1,810円 2,486円	1,035円 1,542円 2,715円 3,729円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	12月まで 20分(1回あたり) 複数回40分(20分×2) " 60分(20分×3)× 0.5	324円 647円 486円	648円 1,294円 972円	972円 1,941円 1,457円
	12月超 20分(1回あたり) 複数回40分(20分×2) " 60分(20分×3)×0.5	318円 636円 479円	636円 1,272円 958円	954円 1,908円 1,437円	
	夜間 (PM18:00~PM22:00)・早朝 (AM6:00~8:00) 料金は1.25倍 深夜 (PM22:00~AM6:00)料金は1.5倍				
初回加算(Ⅱ) 退院時共同指導加算 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)*1 特別管理加算(Ⅰ) " (Ⅱ) 長時間訪問看護加算 複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満(複数の看護師) 30分以上(") 複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満(看護師と看護補助員) 30分以上(") サービス提供体制強化加算	342円 684円 655円/月 570円/月 285円/月 342円/回 290円/回 459円/回 230円/回 362円/回 4円/回	684円 1,368円 1,309円/月 1,140円/月 570円/月 684円/回 579円/回 917円/回 459円/回 723円/回 7円/回	1,026円 2,052円 1,963円/月 1,710円/月 855円/月 1,026円/回 869円/回 1,375円/回 688円/回 1,084円/回 11円/回		
交通費：実費 ※営業地域は無料。(11.参照)					

医療保険

利 用 料 金	後期高齢者受給者証： 1～3割負担で月額上限の金額まで。(所得により異なります。) 健康保険： 該当保険の自己負担割合分
	24時間対応体制加算(*1)や、特別管理加算も同意を得られた場合は合算します。 *24時間対応体制加算は別契約
利 用 料 金	難病等複数回訪問加算 長時間訪問看護加算(週一日を限度) 複数名訪問看護加算(週一日を限度) 複数名訪問看護加算(看護職員が看護補助者(別に厚生労働大臣が定める場合に限る))
	精神科緊急訪問看護加算 長時間精神科訪問看護加算(週一日を限度) 複数名精神科訪問看護加算(看護職員・看護職員) 複数名精神科訪問看護加算(看護職員・准看護師) 複数名精神科訪問看護加算(看護職員・看護補助者)
	精神科複数回訪問加算 精神科重症患者支援管理連携加算 特別管理加算
	訪問看護加算： 夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)・深夜(22時～6時) *病状や条件によっては、訪問看護加算の料金が加算されます。
	退院時共同指導加算 特別管理指導加算 退院支援指導加算(初日の実施日1回限り) 在宅患者連携指導加算(月に1回限り) 在宅患者緊急等カンファレンス加算(月2回に限り) 看護・介護職員連携強化加算(月1回に限り) 訪問看護医療DX情報活用加算
	入院中の外泊時における訪問看護 訪問看護基本療養費(Ⅲ) 8,500円 精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) 8,500円
	交通費： 一部実費負担 その他、おむつ等・日常生活物品等： 実費

・准看護師の場合は、介護保険の基本料金が9割になります。

*1：当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡が取れる体制を設けています。

(2) 個人契約時の訪問看護(保険外サービス)の料金

・有料での訪問看護を希望される方

営業時間内	30分未満	5,500円
	30分以上1時間未満	9,500円
	1時間以上は延長時間とし、30分増す毎に	3,000円
夜間、早朝は単価(30分未満、30分以上1時間未満の料金)の	1.25倍の料金	
深夜は単価の	1.5倍の料金。交通費などは実費相当額	

* 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いします。

(3) 支払い方法

毎月10日以降に前月分の請求を致します。お支払方法は、口座引き落としさせていただきます。お支払いを頂きますと領収書を発行します。手数料は、施設で負担いたします。

9 損害賠償

- 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

10 当事業所の特徴等

(1) 虐待防止に向けた体制

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の人権擁護、虐待発生またはその再発防止のため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組んでまいります。また、措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

(2) 衛生管理及び従事者の健康管理等・感染症に向けた体制

事業所は、従事者の清潔の保持と健康管理について、必要な管理を行うとともに事業所の設備について、衛生的な管理に努めます。

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底のため、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。措置に適切に実施するための専任の担当者の配置いたします。

(3) 業務継続計画の策定等

感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。

(4) ハラスメント防止に向けた体制

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動において相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するため、また、利用者やその家族等から受ける著しい迷惑行為を防止するため、ハラスメント防止規定等に基づき、相談体制の構築、マニュアルの作成や研修の実施など、職員が働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

(5) 身体的拘束等の適正化の推進

利用者またはほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

(6) 運営規定の概要、重要事項などの開示について

事業所の運営規定の概要等の重要事項については、事業所内での書面掲示に加え、ホームページ上で閲覧ができるよう掲載いたします。

1 1 なぎさ和楽苑訪問看護ステーションの従事者（常勤、非常勤含）

- 管理者（看護師） 千葉 智恵
- ・看護師 川合 明日香 小津 敏子
- ・准看護師 安田 美由紀 竹内 美紀子
- ・理学療法士 村瀬 英介

1 2 なぎさ和楽苑訪問看護ステーションの沿革

- ・平成 14 年 12 月 1 日 介護保険の居宅サービス事業者の指定事業者となる。
- ・平成 18 年 4 月 1 日 介護予防訪問看護事業者の指定事業者となる。

1 3 営業地域

- ・下記の江戸川区内（区外は応相談）
西葛西 1～8 丁目・中葛西 1～8 丁目・東葛西 1～9 丁目・北葛西 1～5 丁目・南葛西
1～7 丁目・清新町 1～2 丁目・臨海町 1～6 丁目・船堀 1～7 丁目・宇喜田町・堀江町

1 4 事業者概要

事業者 事業所の名称	社会福祉法人東京栄和会 なぎさ和楽苑訪問看護ステーション
代表者氏名	鈴木信男
指定番号	東京都指定 第 1367196751 号
事業所の住所	江戸川区 西葛西 8 丁目 1 番 1 号（なぎさ和楽苑内）
連絡先	営業時間内 ; TEL 03-3675-1201 夜間、休日 ; TEL 03-3675-1201 FAX 03-3675-1203
最寄の駅	地下鉄東西線 西葛西駅より徒歩 15 分
同一敷地内で 行う事業	(1) 介護保険事業（介護予防・総合事業含む） ① 介護老人福祉施設 ② 短期入所生活介護 ③ 通所介護 ④ 認知症対応型通所介護 ⑤ 通所型サービス（緩和型） ⑥ 訪問介護 ⑦ 訪問看護 ⑧ 福祉用具貸与 ⑨ 居宅介護支援（介護予防支援） (1) 江戸川区委託事業 ① 地域包括支援センター（熟年相談室） ② 虚弱者向け配食サービス（ぬくもり配食） (3) 診療所 ① 博愛ホーム診療所 (4) 都市型軽費老人ホーム ① JOYなぎさ (5) 特定相談支援事業 (6) 障害児相談支援事業

	(7) 障害福祉サービス事業 ① 短期入所 ③ 在宅心身障害者施設入浴サービス (区委託事業)
--	---

【事業者】 当事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

<事業所 名称> 社会福祉法人 東京栄和会
なぎさ和楽苑訪問看護ステーション
(東京都 第 1367196751 号)

<事業所 住所> 江戸川区西葛西 8-1-1

<代表者名> 苑長 池田 めぐみ

<説明者> 氏名 _____

【ご利用者】 私は、サービス内容及び重要事項説明書に基づいて、事業者から説明を受け、内容を了解しました。

(ご本人) <氏名> _____

<住所> _____

(代理人) <氏名> _____ <続柄> _____

<住所> _____

令和 年 月 日